

編集発行人 パワーアライアンス税理士法人 税理士 **若杉 治** 〒151-0073

東京都渋谷区笹塚3-37-1 第1花井ビル2F

TEL 03 (5365) 4744(代) FAX 03 (5365) 4745 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

なの花と花桃

◆ 3月の税務と労務

国 税/平成24年分所得税の確定申告

2月16日~3月15日

国 税/個人の青色申告の承認申請 3月15日

国 税/贈与税の申告 2月1日~3月15日

国 税/2月分源泉所得税の納付 3月11日

国 税/個人事業者の24年分消費税の確定申告

4月1日

国 税/1月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 4月1日

国 税/7月決算法人の中間申告 4月1日

国 税/4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 4月1日 3月 (弥生) MARCH 20日・春分の日

	一月一	一火一	水一	- 木-	金	-
۰	٠	٠	٠	٠	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	7 14 21 28	29	<i>30</i>
31	٠	٠	٠	٠	٠	0
1						

地方税/個人の都道府県民税、市町村民税、事業税 (事業所税)の申告 3月15日



核燃料税 原子力発電所の存廃が関心を集めていますが、青森県など13道県と柏崎市、 薩摩川内市の2市では電力会社に対し法定外税として核燃料税等を課税しています(う ち福島県は昨年11月に核燃料税廃止を決定)。これによる地方税収は平成22年度決算額で 計405億円にのぼっており、原発を廃止した場合、財源の確保が課題となります。

取 締

論を公表して が反論を出た を表露④ま 事を暴露④読書 強行② ことが られ、「取締役としての適か対姿勢を強めたことなどが 曲 として、 ブ を り口 誤 ねり った事実を公表 任 球 球 て巨 すと、 (1) ました。 団の では では で記者会見を で記者会見を で記者会見を で記者会見を で記者会見を で記者会見を で記者会見を でに対する敵 がせた でに対する敵 がせた でに対する敵 がせた がした。その解任理 でに対する敵 がした。となどが挙げ がした。となどが挙げ

ょう を欠く」とされました。 三手続はどのように行うので、務とは何なのでしょうか、 では、 でしょう そもそも取締役 任の理 由に制限 0) 職 似はあ ぞし 解

兪 締役の義務)

さず

任

務懈

吻合には、会社に 呼怠により会社に

iz iz

任を負うこ

害を与えた場

締 役と会社の関係は委任

> がに、法令及び定款並びに株主 益を出して会社を発展させるた つまり、取締役は、きちんと利 その 総会の せ を負います(会社法三五五条)。 三〇条)、取締役 規定に従 ん。 者としての 法六四 職務を 決議 11 四条)、 、ます 行 を遵守して、 わ なけ 這義務 0) また忠実義務 で れば (会社 ≧ を負い なりま 忠 良 な管 実に 法三

おける決議における取締役を ます 関する会社 また、取 取締役 (会社: 役 がこれらの義 **仪の職務執行を監督社の意思を決定し、議によって業務執行** 法三六二条②)。 成 会 締 M

な

は

、

は

、

と

っ

こ

は

、

こ

会
 れ、 会 取締置 不締役 会社 務 放執行に 公会議に を果 督 13 た Ü 員お

> に なります(会社法四二三条①)。

兪 締 役の解任〉

(1)

取

締役の解任手続

社法三三九条①)の決議によって知 決 取 締 て解任 (<u>1</u>) れて つでも株 います(会にすることが 主 総 会

か定締取取 会を招生 一役の解り 会 締役会で株 締役会設置 役を解任 ょ いって、 又は の決 集する必 任を議 出 定期 時 議 任を議題とする旨を決で株主総会の開催と取設置会社にあっては、する必要があります。 することになります。 株 事取項締 商法では、 項である 株主 総会を開 一総会に解 り解析 株主 任 催 ま は ずる ず 任 株 総取主 0)

> 満了の したが、 しな が ととなり 一の賛 できます。 いことで目的 别 株主総 成 决 ý ま し があ が いれば解れ 法では 会であ 必 ただし、 を達 とさ n 任 過 半 すること できるこ n 数 7 再 任 期 0) 13 株ま

どの解い 辞任を誠実あればいる。そのこ 会社に対し、 正当な理由が された者は、 も役員 た損 てもらったり、 できる、 会社に対 へきでしょう。す、会社の信用 しょう。 う。 定額 ませんが、その解れ 害の 成実に話し合い 决 0) のりますので、 は、 と定められて 賠 酬 金銭を支払 方 主 信用を保 次事実認識 法も検 任に 減 償 が きある場 内紛を な話! その 会社 額 解任 の協任 場合 正 つて自っ 解 討 求することが によって生じ 議 法 で、その取締 を顕在化させ ないようにす 成は認 の合を除 当な する 議をするな って辞任し な理由」いる点で な ょ べ 11 つ ŋ 九 きで ・まで き 解任 条 11 て

長 役 員 また、 0) まし 任 会社法の芸会社法の芸 0 施 行 年 5 の間に ょ り、 題 延

でしょう。 ておくことも検討しの対策として、短期 た方氏の任 が期 よに いし

(2)

られ

(2) 正当な理

によれば、いつでも取締役を解 によれば、いつでも取締役を解 によって生じた損害を賠償し をければなりません。 なければなりません。 は、会社法には具体的な定めが 前 ように、 取主 はする理 にする理 に

ついて判断された例はそれほど判決によって「正当な理由」に和解で終結することが派し 和わ否解れに なは、 うくあ 11 で終結することが多いため、ていますが、事案の性質上、 ていますが、事 ついては ため、「正当な理 めりませ はしばし しば裁判で争 6理由」の存 体的な定めが 田」について 質上、

「正当な理由」 が 認 説めら ñ る

が執 あ にした職 にした職 に めら る場 領 n た ます。この場合は、 一役から 0)

を要する見込みであれば「正障を来たすほどの期間の療養取締役としての職務執行に支病気を理由とする解任の場合、 「能性があります。当な理由あり」 い慎後解 当を 日)。この裁判例から考えると、決昭和五十七年一月二十一 ないとしています(最高裁判 な 念することを要する場 正当な理由」 病欠を理由とする解任は えます。 理由」と認められるの 重に確認する必要があると 回復見込みなどについて、 悪化により療 こと評価 がないとは 病状や今 よって、 価 皿できる 合 いえ

められるのか? とする解任は「正当な理由」と認 締役としての能力不足を理由

あめ解 取締役は、任思めると考えられまかどうか 受けることを期待 取締役は、任間 所任は、 能力不足のみ られるかどうか厳しては、「正当な理由 いな経営判 対待してい な理由し ます。 断 取の 締失 た た な 我 我 我 じ こい面が と認る をのり酬いた 解場 を

> とは難した会社 は悪した会社 は悪した会社 はあったた。 であったた。 であったた。 であったた。 であったた。 でなは、 い方向で しょう。 なき 任期 べしく、 として ったる・・ 、ないことが「モ・ 、ないことが「モ・ 、と、職務上のミ 検討する方がよい了を待って再任し このような場合 役合 正 のは 益 償

など職 \$ まで達し っとも、 あると考えら 由 務 とし ている場 して認 著し いかな税務を指する 8 示じ 5 n 適い る正任欠

二高正著処解実余当に如 十裁当し理任際地なまな 八判なく上ののは理でど を理由あり」と判断される可 と理由あり」と判断される可 を理由があるとした東京 に当な理由があるとした東京 に当な理由があるとした東京 で、明らかな規制 での場合も、明らかな法規制 であります。取締 に当な理由があるとした東京 で、明らかな税務 とした東京 に当な理由があるとした東京 で、明らかな税務 違 役 ると思われ 「正当な理 ま 由

> 害の 温賞す き

額 に に 期満了時に得られ任されなければ在 であ 判 日 は、 相 るとされてい 決 によると、 当 (賠 昭 償 賠 「する額」 以 下のアーウの 和の 五範 に 十囲 で 取締役と 取締役と で が で の は、大い ます なる 0 で し合具のびが月高 のは解写高

ます) 得 0) の定め等により賞与を受け役員賞与(ただし、定款満期までの役員報酬 たとい える場合に限られ

定 とされた場合に限られます) により退職金が減額・は得たといえる場合で、気定め等により退職金をなる場合で、気 っで、解任 「一で、解任 額・ 無し

で他合 0) が必必 一な理 他、 に の取金締 心、その取締役の任期な理由」の有無の慎重ない、リスク回避のために 金締銭 訴 要になるでしょう。 与や退職金支給の確 訟 **政的なリスクは、並仅を解任して争われ** 費 用 締役の任期 等も あ ります に、 な 前れ 0) 判 記た な確断正のの場

(4)

平均寿命・平均余命

将来設計やライフスタイルを考える上で、「あと何年先を見据えて人生設計を考えるのか」ということは非常に重要だと言えます。

「人生80年」に代表されるように、仮に80歳で寿命を迎えるとしたら、例えば60歳で定年を迎えた場合、その後の20年間をどう過ごすのかは、その設計と共に、事前の貯蓄計画などにも大きく影響してきます。

新聞などでよく目にする「平均寿命」とは、0歳での「平均余命」を意味しています。「平均余命」とは、ある年齢の人が平均してあと何年生きられるかという期待値を示したもので、日本では厚生労働省が「簡易生命表」として毎年発表しています。

この「平均余命」は、現在の死亡状況から、 現在の状況が継続すると仮定した上で算出 されている数値ですので、医療技術の進展 や食生活などの環境の変化、大規模な災害 による死亡状況などによっても年々変化し ます。

厚生労働省発表の「平成23年簡易生命表」によると、東日本大震災の影響もあり、 男性の平均寿命は、79.44年で前年から 0.11年、女性の平均寿命は、85.90年で前年から0.40年それぞれ減少しています。

「平均寿命」を世界各国と比較してみると、シンガポール、イタリア、スイス、オーストラリアなどと並んで、国別では男性・女性ともにトップクラスとなっています。

なお国ではありませんが、香港の平均寿命は男性が80.5年、女性が86.7年で、日本を上回り男女ともに世界一となっています。

今後のビジネス戦略において、「高齢者 をどのように対象としていくのか」を考え る際にも、平均寿命・平均余命の資料は参 考になるのではないでしょうか。

中小企業の一T活用状

況

ンフラは 実態調 化 Ć ル 日 小企業等 できて ま顧 は、 客管 1 ほぼ導入済 ル 查 中 バ点 I れなどのな いる業務 規テク 理 にの ĺ の 企 割合が Τ ょ 一業に の自社内 所 る 活用 が ばみ П ま で ۲ Ī くな す。 1) Т ーネッ 関 7 め 0 Τ Τ ŧ, Т 1 ツ す

い果せ顧度いィは、まをて客がつ要、 です あげ お・高たい事 求 親 Т 숲 化 、紅針等 , 一方、 一方、 場 の対応や人件費削な社等からのセキュニ 開 ょ これに 理 る 広報宣伝や新規理業務などで満足 が 効 は報し宣 5 Ō 分野で成 ·Tを活· ュつ IJζ 減 か規足とテて

入W入率e状 で b 況 る会議^対 は ス まだまだ低 マ ~ 二 割 \vdash 程 フ 度 オ 状の

況 導

第一印象が大事

自己紹介やスピーチでは、話し始めで全体の印象の半分くらいは決まると言っても 過言ではありません。元気よく明るくハキ ハキと、聞き手に元気を与えるように話す という気迫が必要です。

「え〜」から話し始める人も多いですが、冒頭を「え〜」で始めると話の中に何回も「え〜」が出てきて、自信のない印象を与えてしまいます。いかに話の中の「え〜」を取り除けるかによって印象が変わります。第一印象は最初の数秒〜数十秒で決す。第一印象は最初の数秒〜数十秒で決まがなか変えることができません。自己紹介やスピーチでは、最初から好ましい印象を与えるとその後の話もよく聞いてもらえ、人間関係にも有益に働きます。

冒頭の「え〜」を減らし、自信のある表情、 大きめの声、聞き取りやすいスピードに気 をつけた「聞き手主体」の話し方を心掛け ましょう。